

# 青森県報

号外第三十五号

平成十七年  
三月三十日  
(水曜日)

## 目次

### 規則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(みらい課) ……一

### 訓令

青森県職員安全管理規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……九

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程の一部を改正する訓令……………(みらい課) ……一〇

## 規則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十一号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「青森県児童福祉法関係費用」を「及び青森県児童福祉法関係費用」に改め、「及び青森県保育士試験規則(昭和三十四年四月青森県規則第三十九号)」を削る。

第二十八条を第三十一条とする。

第二十七条中「第三十五号様式」を「第三十六号様式」に改め、同条を第三十条とする。

第二十六条第一項中「第三十三号様式」を「第三十四号様式」に改め、同条第二項中「第三十四号様式」を「第三十五号様式」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十五条第一項中「第三十一号様式」を「第三十二号様式」に改め、同条第二項中「第三十二号様式」を「第三十三号様式」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十四条第一項中「第二十八号様式」を「第二十九号様式」に改め、同条第二項中「第二十九号様式」を「第三十号様式」に改め、同条第三項中「第三十号様式」を「第三十一号様式」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十三条中「第六条」を「第七条」に改め、「療育徴収金」の下に「特定慢性疾患医療納入金、条例第五条第三項の規定による徴収金」を加え、「第二十七号様式」を「第二十八号様式」に改め、同条を第二十六条とし、第二十二条を第二十五条とする。

第二十一条第一項中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項第二号中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第二項中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項第一号中「別表第二」を「別表第三」に改め、同項第二号中「国立療養所」を「法第二十七条第二項に規定する指定医療機関」に、「別表第三」を「別表第四」に、「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第四項及び第五項中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第六項中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、「の各号」を削り、同条を第二十四条とする。

第二十条中「第二十六号様式」を「第二十七号様式」に改め、同条を第二十三条とする。

第十九条中「第二十五号様式」を「第二十六号様式」に改め、同条を第二十二条とし、第十八条を削る。

第十七条第一項中「(里親認定等省令)」を「及び第二項(これらの規定を里親認定等省令)」に、「第二十二号様式」を「第二十三号様式」又は職業指導里親認定申請書(第二十四号様式)」に改め、同条第二項中「第二十三号様式」を「第二十五号様式」に改め、同条第三項中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十六条中「指定国立療養所等」を「法第二十七条第一項に規定する指定医療機関」に改め、「若しくは保護受託者」を削り、同条を第二十条とする。

第十五条第一項中「第十九号様式」を「第二十号様式」に改め、同条第二項中「第二十号様式」を「第二十一号様式」に改め、同条を第十九条とし、第十四条を第十八条とする。

第十三条第一項中「第十八号様式」を「第十九号様式」に改め、同条第二項中「第十九号様式」を「第二十号様式」に改め、同条第三項中「第二十号様式」を「第二十一号様式」に改め、同条第四項中「第二十一号様式」を「第二十二号様式」に改め、同条を第十七条とし、第十二条の次に次の四条を加える。

(特定慢性疾患医療の給付の申請等)

第十三条 法第二十一条の九の二の規定による医療の給付(以下「特定慢性疾患医療の給付」という。)を受けようとする者は、特定慢性疾患医療(小児慢性特定疾患医療)給付申請書(第十八号様式)に、次に掲げる書類を添えて、特定慢性疾患医療の給付を受けようとする児童等の居住地を管轄する健康福祉こどもセンター所長に申請しなければならない。

一 小児慢性特定疾患医療意見書

二 特定慢性疾患医療の給付を受けようとする児童等の属する世帯の住民票の写し

三 次条第二項の階層区分を明らかにする書類

2 健康福祉こどもセンター所長は、前項の申請があつた場合において、特定慢性疾患医療の給付の決定をしたときは特定慢性疾患医療給付通知書(第四号様式)により申請者及び特定慢性疾患医療の給付を行う医療機関に通知し、当該申請の却下の決定をしたときは特定慢性疾患医療申請却下通知書(第五号様式)により申請者に通知しなければならない。

(特定慢性疾患医療給付費用の納入)

第十四条 健康福祉こどもセンター所長は、条例第五条第一項の規定により、特定慢性疾患医療の給付の決定をしたときは、当該特定慢性疾患医療の給付を受ける児童等(以下「特定慢性疾患医療受給児童」という。)又はその扶養義務者(当該特定慢性疾患医療受給児童が特定慢性疾患医療を受けている日の属する月の初日(月の途中で特定慢性疾患医療の給付を開始する場合は、その開始する日)において当該特定慢性疾患医療受給児童と世帯及び生計を同一にしている扶養義務者並びにその他の扶養義務者で当該特定慢性疾患医療受給児童を現に扶養しているものに限る。)に対して、当該特定慢性疾患医療受給児童に係る特定慢性疾患医療給付費用を特定慢性疾患医療の給付を行う医療機関に支払うべきことを命ずるものとする。

2 条例第五条第一項の規定により前項の特定慢性疾患医療受給児童及び扶養義務者

(以下「特定慢性疾患医療納入義務者」という。)が支払わなければならない特定慢性疾患医療納入金の額は、当該特定慢性疾患医療納入義務者の属する世帯の別表第二の税額等による階層区分に応じ、同表に定める額とする。

3 健康福祉こどもセンター所長は、条例第五条第一項の規定により特定慢性疾患医療納入金の支払を命ずるときは、次に掲げる期日において当該特定慢性疾患医療納入金の額を決定し、特定慢性疾患医療納入金決定通知書(第十二号様式)により、特定慢性疾患医療納入義務者に通知しなければならない。

一 特定慢性疾患医療を開始する日

二 十月一日

(特定慢性疾患医療納入金の改定等)

第十五条 健康福祉こどもセンター所長は、必要に応じその都度、特定慢性疾患医療納入義務者の負担能力について調査を行い、特定慢性疾患医療納入義務者に適用される前条第二項の階層区分に変更があつたときは、当該変更の事由が生じた日の属する月の翌月の初日(当該変更の事由が生じた日)が月の初日である場合は、その日)において特定慢性疾患医療納入金の額の改定を行わなければならない。

2 健康福祉こどもセンター所長は、前項の規定により特定慢性疾患医療納入金の額を改定したときは、特定慢性疾患医療納入金改定通知書(第十二号様式)により、改定後の額を特定慢性疾患医療納入義務者に通知しなければならない。

3 特定慢性疾患医療納入義務者は、災害、病気その他やむを得ない事由により所得又は租税、社会保険料、医療費等の必要経費に著しい変動が生じたため特定慢性疾患医療納入金を納入することが困難であるときは、特定慢性疾患医療納入金改定申請書(第十三号様式)により、特定慢性疾患医療納入金の額の改定を、当該特定慢性疾患医療納入金の額を決定した健康福祉こどもセンター所長に申請することができる。

4 健康福祉こどもセンター所長は、前項の申請があつた場合において特定慢性疾患医療納入義務者に適用される前条第二項の階層区分に変更があつたときは、当該変更の事由が生じた日の属する月の初日において特定慢性疾患医療納入金の額の改定を行わなければならない。

5 第二項の規定は、前項の規定により特定慢性疾患医療納入金の額の改定をした場合に準用する。

6 健康福祉こどもセンター所長は、第三項の申請があつた場合において当該申請の却下の決定をしたときは、特定慢性疾患医療納入金改定申請却下通知書(第十四号

様式)により、申請者に通知しなければならない。

(特定慢性疾患医療納入金の徴収)

第十六条 健康福祉こどもセンター所長は、条例第五条第三項の規定による徴収を行うときは、特定慢性疾患医療納入金徴収通知書(第十五号様式)により、特定慢性疾患医療納入義務者に通知しなければならない。

別表第一の備考一の5中「附則第五条第二項」を「附則第五条第三項」に改め、同一の6中「から第三項までの規定並びに」を「及び第二項並びに第四十一条の二の規定並びに」に改める。

別表第三中「第二十一条」を「第二十四条」に改め、同表の備考一中「第二十二條第三項」を「第二十五条第三項」に改め、同表を別表第四とする。

別表第二中「第二十一条関係」を「第二十四条関係」に改め、同表の備考一の1中「第二十一条第一項第一号」を「第二十四条第一項第一号」に改め、同一の5中「附則第五条第二項」を「附則第五条第三項」に、同表の備考一の1中「第二十一条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改め、同表の備考五の1中「第二十一条第一項第一号」を「第二十四条第一項第一号」に改め、同五の2中「第六条第六項」を「第十七条」に、「女子」を「者」に改め、「又はこれに準ずる父子の世帯」を削り、同五の3中「受けている者」の下に「及び身体障害者福祉法第十七条の十第一項又は知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の規定による施設訓練等支援助費の受給者」を加え、同表を別表第三とする。

別表第一の次に次の一表を加える。  
別表第二(第十四条関係)

特定慢性疾患医療納入金の額

A	0	階層	納入金の額(月額)
		税額等	
世帯 の 場合	生活保護法の適用を受ける被保護世帯	税額等	入院
			通院

備考

G	F	E	D	C	B
生活保護法の適用を受ける被保護世帯以外					
所得税が課税される場合					生計中心者の市町村民税が非課税の場合を除く。
所得税が課税される場合					
所得税	課税	年	額		
一四〇、〇〇一円以上	一四〇、〇〇一円以上	八三〇、〇〇一円以上	三〇〇、〇〇一円以上	一〇、〇〇〇円以下	二、二〇〇円
	九、三〇〇円	五、五〇〇円	四、二〇〇円	三、四〇〇円	一、一〇〇円
	四、六五〇円	二、七五〇円	一、一〇〇円	一、七〇〇円	
					五、七五〇円

一 この表における用語の意義は、次のとおりとする。

1 「生計中心者」とは、特定慢性疾患医療受給児童の生計を主として維持する者をいう。

2 「所得税課税年額」とは、決定期日の属する年の前年(決定期日が一月から九月までの間にある場合は、決定期日の属する年の前々年)分の所得税法、租税特別措置法、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によつて計算(この計算をする場合は、所得税法第九十二条第一項及び第九十五条第一項から第三項までの規定、租税特別措置法第四十一条第一項及び第二項並びに第四十一条の二の規定並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十三号)附則第十二条の規定は適用しないものとする。)された所得税の額をいう。ただし、第十五条第三項の申請があつた場合は、同項に規定する事由が生じた日の属する年の所得税の額を前年又は前々年の所得税の額の算定の例により算定し、所得税の額とするものとする。

二 同一生計内に二人以上の特定慢性疾患医療受給児童がいる場合において、特定慢性疾患医療受給児童が、それぞれの特定慢性疾患医療受給児童に係る特定慢性疾患医療納入金の額のうち最も多額なもの(最も多額なものが一以上ある場合は、そのうちの先に措置を受けた者に係るもの)以外のものに係る者であるときは、

当該特定慢性疾患医療受給児童に係る特定慢性疾患医療納入金の額は、納入金の額の欄に掲げる額の10分の1に相当する額とする。ただし、特定慢性疾患医療納入金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数部分を切り捨てるものとする。

三 特定慢性疾患医療納入金の額がその月における当該特定慢性疾患医療受給児童に係る特定慢性疾患医療給付費の支弁額を超える場合は、当該特定慢性疾患医療給付費の支弁額を特定慢性疾患医療納入金の額とする。

第四号様式中「第3条関係」を「第3条、第13条関係」に改め、「育成医療」の次に「(特定慢性疾患医療)」を、「第3条第2項」の次に「(第13条第2項)」を加え、

「この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることができます。」

を

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることができます。」

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に審査請求を行つた場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

に改める。

第五号様式中「第10条関係」を「第10条、第13条関係」に改め、「療育延長」の次に「、特定慢性疾患医療」を、「療育の延長」の次に「、特定慢性疾患医療の給付」を、「第10条第2項」の次に「、第13条第2項」を加え、

「この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることができます。」

を

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることができます。」

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に審査請求を行つた場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

に改める。

第十号様式中

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。」

を

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。」

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てを行つた場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

に改める。

第十号様式中「第7条関係」を「第7条、第14条、第15条関係」に改め、「育成医療納入金決定」を「育成医療(特定慢性疾患医療)納入金決定」に改め、「第3条第1項」の次に「(第5条第1項)」を加え、「育成医療納入金に」を「育成医療(特定慢性疾患医療)に」に改め、「同条第2項」の次に「、第14条第3項、第15

条第2項」を加え、  
「

育成医療受給児童の氏名
-------------

」を「

児童等氏名
-------

」に

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

也

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に審査請求を行つた場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。」

㊦㊧㊨㊩

縣十川㊦㊧㊨㊩「第22条関係」也「第15条、第25条関係」㊦㊧㊨㊩「育成医療」㊦㊧㊨㊩「(特定慢性疾患医療)」也「第5条第1項」㊦㊧㊨㊩「第6条第1項」也㊦㊧㊨㊩「第22条第3項」也「第15条第3項、第25条第3項」㊦㊧㊨㊩「児童

氏名」也「児童等氏名」㊦㊧㊨㊩

縣十川㊦㊧㊨㊩「第22条関係」也「第15条、第25条関係」㊦㊧㊨㊩「育成医療」㊦㊧㊨㊩「(特定慢性疾患医療)」也㊦㊧㊨㊩「第22条第5項」也「第15条第6項、第25条第5項」㊦㊧㊨㊩

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

也

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して

6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に審査請求を行つた場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。」

㊦㊧㊨㊩

縣十川㊦㊧㊨㊩「第8条関係」也「第8条、第16条関係」㊦㊧㊨㊩「育成医療」㊦㊧㊨㊩「(特定慢性疾患医療)」也「第3条第3項」㊦㊧㊨㊩「(第5条第3項)」也「第8条」㊦㊧㊨㊩「(第16条)」也㊦㊧㊨㊩「児童氏名」也「児童等氏名」㊦㊧㊨㊩

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

也

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に審査請求を行つた場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。」

㊦㊧㊨㊩

縣十川㊦㊧㊨㊩「第21条、第22条」也「第24条、第25条」㊦㊧㊨㊩「第5条第1項」也「第6条第1項」㊦㊧㊨㊩「第21条第7項、第22条第2項、第22条第4項」也「第24条第6項、第25条第2項、第25条第4項」㊦㊧㊨㊩「児童氏名」也

「児童等氏名」㊦㊧㊨㊩

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

を

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に審査請求を行つた場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。」

に改める。

第三十五号様式中「第27条」を「第30条」に改め、同様式を第三十六号様式とする。

第三十四号様式中「第26条」を「第29条」に改め、同様式を第三十五号様式とする。

第三十三号様式中「第26条」を「第29条」に改め、同様式を第三十四号様式とする。

第三十二号様式中「第25条」を「第28条」に改め、同様式を第三十三号様式とする。

第三十一号様式中「第25条」を「第28条」に改め、同様式を第三十二号様式とする。

第三十号様式中「第24条」を「第27条」に改め、同様式を第三十号様式とする。

第二十九号様式中「第24条」を「第27条」に改め、同様式を第二十九号様式とする。

第二十八号様式中「第24条」を「第27条」に改め、同様式を第二十八号様式とする。

第二十七号様式中「第23条」を「第26条」に、「第6条」を「第7条」に改め、

「療育徴収金」を「療育費」とし、「特定慢性疾患医療納入金、特定慢性疾患医療に係る徴収金」を「療育費」に改め、同様式を第二十八号様式とする。

第二十六号様式中「第20条」を「第23条」に

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

を

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に審査請求を行つた場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。」

に改め、同様式を第二十七号様式とする。

第二十五号様式中「第19条」を「第22条」に改め、同様式を第二十六号様式とする。

「

類関にし前掲て項げはの承事ご認項れはとをみ同家な法事審第九判条法の第一適用甲に、

を削り、同様式を第二十六号様式とし、第二十四号様式を第二十五号様式とする。

第二十三号様式中「第17条、第18条」を「第21条」に、「里親（保護受託者）調査書」を「里親調査書」に改め、同様式を第二十四号様式とする。

「里親（保護受託者）申込者に関する事項」	「里親申込者に関する事項」
を	
「里親（保護受託者）申込者（男・女）」	「里親（保護受託者）申込者（男・女）」
を	
「里親申込者（男・女）」	「里親申込者（男・女）」
を	
「里親（保護受託者）の家族状況」	「里親の家族状況」
を	

「里親（保護受託者）申込者に関する事項」 「里親申込者に関する事項」  
 「里親（保護受託者）申込者（男・女）」 「里親（保護受託者）申込者（男・女）」  
 「里親申込者（男・女）」 「里親申込者（男・女）」  
 「里親（保護受託者）の家族状況」 「里親の家族状況」

第24号様式（第21条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

住 所  
(電話番号)  
氏 名

職業指導里親認定申請書

児童福祉法第6条の3に規定する里親になりたいので、里親の認定等に関する省令第6条第2項（第15条（第17条、第20条）において準用する第6条第2項）の規定により、下記のとおり申請します。

記

里親の種類		
登録番号		
児童に対して行う職業指導	内容	
	職場の環境	

- 注1 「里親の種類」の欄は、養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の別を記入すること。
- 2 「登録番号」の欄は、里親名簿に登録されている場合に記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

紙|十|叩摺帖丹「第17条関係」也「第21条関係」|'「第27条第1項第3号」也「第6条の3」|込' 回摺帖也紙|十|叩摺帖|ト|ト|ト°

紙|十|叩摺帖丹「第13条関係」也「第17条関係」|'「第13条第4項」也「第17条第4項」|'

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

也

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に審査請求を行つた場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。」

|込' 回摺帖也紙|十|叩摺帖|ト|ト|ト°

紙|十|叩摺帖丹「第13条 - 第16条」也「第17条 - 第20条」|'「第13条第3項（第14条、第15条第2項、第16条）也「第17条第3項（第18条、第19条第2項、第20条）」|'

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

也

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日

以内に審査請求を行つた場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。」

|込' 回摺帖也紙|十|叩摺帖|ト|ト|ト°

紙|十|叩摺帖丹「第13条 - 第16条」也「第17条 - 第20条」|'「第13条第2項（第14条、第15条第1項、第16条）也「第17条第2項（第18条、第19条第1項、第20条）」|'

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

也

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に審査請求を行つた場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。」

|込' 回摺帖也紙|十|叩摺帖|ト|ト|ト°

紙|十|叩摺帖丹「第13条」也「第17条」|込' 回摺帖也紙|十|叩摺帖|ト|ト|ト°

紙|十|叩摺帖|ト|ト|ト°

第18号様式(第13条関係)

年 月 日

健康福祉こどもセンター所長 殿

住 所  
(電話番号)  
申請者 氏 名  
児童等との統柄

特定慢性疾患医療(小児慢性特定疾患医療) 給付申請書

児童福祉法第21条の9の2の規定による医療の給付を受けたいので、青森県児童福祉法施行細則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

氏名	性別	男・女	生年 月日	年 (満)	日 (歳)	月	
	居住地	(電話)					児童等との統柄
加入 医療 保険	被保険者氏名	政府管掌・組合管掌・船員・共済・国保・ 生保・その他( )					児童等との統柄
	保険種別	記号・番号	被保険者関係 発行者所在地				児童等との統柄
生計 中心者	氏名	有(氏名)					無
	居住地	今回申請する児童等以外に既に同一生計内で給付を受けている者					有(氏名)
疾 患 機 関	名称	有(氏名)					無
	所在地	有(氏名)					無
申請受付年月日	年	月	日	決定年月日	年	月	

- 注1 太枠には、記入しないこと。
- 2 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第三十号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
労働委員会事務局

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県職員安全衛生管理規程(昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「海外産業経済交流推進チーム及びあおもりの「冬の農業」推進チーム(以下「チーム」といふ。)並びに」を「機関(出先機関として設置された機関を除く。)及び」に改め、同条第三号中「設置されたI T E R 誘致推進東京事務所」を「出先機関として設置された機関」に改める。

第五条第二項中「第八条第三号」を「別表第一第三号」に改める。

第十六条第二項第一号中「青森県庁職員診療所の職員である医師(当該医師のうち法第十三条第二項に規定する要件(以下この項において「要件」といふ。)を備えた者がいないときは、当該医師以外の医師)のうち」を削り、同項第二号中「要件」を「法第十三条第二項に規定する要件(以下この項において「要件」といふ。)」に改める。

第十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 総括安全衛生管理責任者は、必要があると認めるときは、前条第二項第一号に定

める者である産業医に、すべての所属所における第一項各号に掲げる事項に関する事務の総括に関する事務を行わせることができる。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十一号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程（昭和三十九年六月青森県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百十八号」の下に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）」を加え、「又は要保護女子」を「要保護女子又は被害者」に改め、「判定等」の下に、「医学的若しくは心理学的な指導等」を加える。

別表中央児童相談所の項を次のように改める。

児童相談所	嘱託医 各一人	児童の医学的判定を行う。
-------	------------	--------------

別表弘前児童相談所の項から七戸児童相談所の項までを削り、同表身体障害者更生相談所の項を次のように改める。

障害者相談センター	嘱託医 八人	1 身体障害者の医学的判定を行うとともに補装具の処方及び適合判定を行う。 2 知的障害者の医学的判定を行う。
-----------	-----------	---

判定員 二人	身体障害者及び知的障害者の心理学的及び職能的判定を行う。
-----------	------------------------------

別表知的障害者更生相談所の項を削り、同表女性相談所の項中

1 要保護女子について医学的及び職能的判定を行う。  
2 一時保護される要保護女子の健康管理及び健康診断を行うほか、必要な治療を行う。  
3 施設職員の健康管理、特に給食担当職員の診断を行う。

1 要保護女子について医学的及び職能的判定を行う。  
2 被害者について医学的な指導その他の必要な指導を行う。  
3 一時保護される要保護女子及び被害者の健康管理及び健康診断を行うほか、必要な治療を行う。  
4 施設職員の健康管理、特に給食担当職員の診断を行う。

要保護女子の心理学的判定を行う。

1 要保護女子の心理学的判定を行う。  
2 被害者について心理学的な指導その他の必要な指導を行う。

める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭